



特許制度の歴史の中で

特許審査第三部長 浅見 節子

特許庁に入庁して29年経った。昨年は産業財産権制度125周年であったが、その5分の1以上、特許庁に在籍し、特許行政に関わってきたことになる。その間、制度改革や国際化、IT環境の進展など多くの変化があった。自分も特許庁の歴史の一端を担ってきたという思いと、入庁して間もない若手が今後数十年の歴史を作っていくことを考えると、感慨深いものがある。先輩に教えていただいたことを受け継ぎつつも、情勢の変化に応じて変革していくことの重要性を痛感するとともに、後輩には、明治期から連続と続いている我が国の特許制度をさらに発展させてほしいと強く願っている。そうした思いを込めて、私の経験の一部をこの場を借りてお伝えしたい。

1. 入庁から初めての併任まで

昭和57年4月1日、入庁式で渡された辞令を見て驚いた。化学系での採用であったにもかかわらず、配属は審査第五部電気機器であった。電気機器でイメージするのは家電、自分にそのようなものが審査できるのかと不安になった。配属先に案内されて説明を伺うと、電気材料も審査しており、3分の1の審査官は専門が化学系であるとのこと、多少安堵したことを憶えている。幸い、明細書を読むことも、分冊をめくってサーチをすることも、進歩性欠如の論理を組み立てることも楽しく、どんな出願人がどんな研究をしているのか、といったことに興味を持ちながら、少しずつ審査に慣れていった。

昭和63年10月に、初めての併任を経験した。審査基準室で、明細書の記載要件について三極の運用の比較研究レポートを作成するというのが主な仕事で、勤務時間にも配慮していただいた。外部の方からの問い合わせが多い部署

であり、その対応にも最初は戸惑っていたが、二人の補佐の方にいろいろと助けていただき、1年間をなんとか無事に過ごすことができた。とりわけ印象に残っているのは、11月に東京で三極首脳会合が開催され、発明の単一性について三極合意をまとめるなど、意欲的な取組がなされていたことである。私自身は走り回っていただけであるが、運用の調和がなされていくことを間近に見て、日米欧の三極の重みを感じ、さらなる調和を期待したものである。

2. ベトナムの思い出

平成元年10月に併任が終わり、審査第五部制御発電に異動し、電池の審査を担当した。新しい技術分野を新鮮な気持ちで担当することができ、また審査基準室で補佐に教えていただきながら審査基準を考える機会を持ったことで、審査官補の指導も自信を持って行うことができた。

平成2年の終わりに、初めての海外出張の話があった。WIPOのジャパンファンドの専門家派遣で2週間、ベトナムの特許庁に行き、サーチや審査を教えるというものであった。それまで欧米を旅行したことはあったものの、アジアは初めてであり、ベトナムと言えばベトナム戦争ぐらいしか頭に浮かばない状況で、一人で出張するというのは、かなり抵抗があった。ベトナムへの派遣は特許庁から初めてであり、通商産業省の出身者も滞っていないとのこと、外務省作成の資料には、水は赤くて沸騰しただけでは飲めないなどと書かれていた。調整課長に、行きたくありませんと訴えたが、なぜ行けないのかと問われて、その理由が説明しきれず、泣く泣く行かされることになった。当時のベトナムは、ベトナム戦争の影響で米国との関係が修復できていないこともあり、日本企業もほとんど進出しておら



ベトナム国家発明庁の前で

ず、ハノイに駐在事務所を置いていた大手商社は日商岩井だけであった。国際課長が心配して、私の面倒を見るよう日商岩井の方に依頼してくださった。

平成3年1月17日に湾岸戦争が勃発したため、派遣が中止になることを望んだが、ベトナムは安全だと言われ、中止にならず、翌週の1月25日に出発した。経由地のバンコクは暑くて活気に溢れており、栄華を極めたアジアの都を感じた。バンコクに1泊し、翌朝ハノイに向かったが、ハノイは一転して曇っており、肌寒く、離島の空港のような小さな空港に到着した。空港から市内までは、対向車と漸くすれ違うことができる道を、トヨタの古いバンで土煙を上げて走った。車は少なく、50ccのバイクと自転車がほとんどで、牛もいた。まわりの風景は日本の戦後間もない頃といった印象で、簡素で小さな平屋の家が並んでおり、懐かしい感じがした。滞在先はハノイ郊外の湖のほとりに建つホテルで、キューバの援助で建てられたとのこと、日本人の駐在員のほとんどがそのホテルに滞在していた。一見きれいなリゾートホテル風のホテルであったが、停電や断水があり、湿気が多く、天井裏ではネズミの物音がした。

仕事の内容やベトナムの特許庁（正式には国家発明庁）の状況については「とっきょ」平成3年3月号に書かせていただいたが、私のミッションは、ジャパンファンドの資金で供与したマイクロフィルムリーダーと、持参した英文抄録のマイクロフィルムを使用して、我が国のサーチや審査の仕方を教えるというものであった。残念ながら、肝心のマイクロフィルムリーダーは税関で止められて私の滞在中には到着しなかったが、以前からあった装置でなんとか研修をすることができた。当時、特許の審査官は12名で、特許

出願件数は年間79件であり、一人あたり6～7件の審査をすればいいという計算になる。ほとんどが外国からの出願であり、分厚い優先権書類の付いた日本企業の出願もあった。

日本からは全ての公報を送付していたが、漢字が読めないため、特許公報と公開公報の区別もつかず整理ができないうことで、大量の公報が書庫に放置されていた。その一方で、英文抄録の評価は高く、1件ずつ切り離して台紙に貼り、分類ごとに引き出しに入れてサーチをしていた。片面印刷ならばコピーをとらなくて済むのと言われ、紙が貴重品であることに気づき、研修資料のコピーを依頼したことを反省した。米国の公報はなく、ソ連が作成しているロシア語の抄録でサーチをしていた。全ての審査官はソ連や東欧への留学経験を有し、ロシア語に堪能な審査官が多いとのことであった。欧州特許庁からはマイクロフィルムを供与されているとのこと、欧州特許庁がすでにアジアに進出していることに驚かされたものである。

初めての日本の審査官の訪問ということで、熱烈な歓迎を受け、とりわけ女性審査官からは、仕事以外に日本の文化や生活についてもいろいろ質問された。停電がしばしば起きたが、そうすると市内観光に連れて行ってもらい、土産物の並ぶ界限や古いお寺や学校を案内してくれた。旧正月の直前であったため露店も多く出ており、正月用の桃の花や餅米でできた大きな粽ちまきのようなものが売られていた。市内には日本の電機メーカーの看板が並び、日本製のテレビやバイクを買うことが彼らの夢であり、どうしたら日本のように産業が発展するのか、といった質問も多かった。

当初はホテルに戻って昼食を摂っていたが、車で片道30



旧正月用の桃の花市

分ほどかかるので、近くで食事をしたいと伝えたところ、特許庁の中の厨房設備で職員が昼食を作ってくれた。当時の日記に毎食のメニューが書かれているが、春巻きとスープと漬け物とご飯とみかんなど、日本の食事に近い味で、おいしくいただくことができた。夕食は大使館や商社の方に何度か連れて行っていただいたが、日本人の口に合うお店が少ないのか、同じお店になることも多かった。半分ぐらひはホテルの部屋で、持参したレトルトカレーとレトルトご飯などを温めて食べていた。なお、水は飲めなかったが、浄水設備はすでにできていて、持参した浄水装置は使用せずに済んだ。

夕方の5時頃にはホテルに送ってもらいが、部屋の灯りが暗いため、資料を読むのも辛く、部屋のテレビは短時間だけ国営放送を放映していたが、言葉もわからず、ほとんど観ることはなかった。国際電話もすぐには通じないため、ほとんどせず、夜が長かった。

週末は特許庁の方に郊外のお寺を案内してもらった。日本のお寺よりやや派手な色遣いであるが、日本の古いお寺巡りをしているような感覚であった。お寺の壁や額には漢字でいろいろ書かれているが、読めるのは私だけであり、彼らにその意味を説明していることが不思議な気がした。2週間、湾岸戦争が起きていることを忘れるほど平和で楽しい日々であったが、送別会で油断をしたためか、帰りの日になって急に強い腹痛に襲われ、さんざんな思いをしてバンコクに戻った。バンコクに戻って、これで生きて帰れ



ハノイ郊外のお寺巡り

と思ったときは涙が出た。

その後、何度か仕事で海外に行かせていただいたが、安心して食事が摂れるというだけで大変ありがたく、どこに行っても気持ちよく仕事をする事ができた。私がたくましくなったのは、間違いなくベトナム出張のお蔭であり、当時の調整課長には深く感謝している。

最近のベトナムの発展を目にするたびに、お世話になった方々の顔が目に見え、予算も物も乏しい中で、審査をどのようにやっていくか、出願を増やすにはどうしたらよいかを真剣に考え、工夫していた彼らの熱意が実を結んでいることを思うと本当にうれしい。翻って、成熟した我が国が、中国や韓国を始めとするアジア諸国の台頭の中で今後何をしていくのか、その姿勢が問われているものと思う。

3. 審査基準との関わり

平成3年7月に審査部の再編があり、電池を担当していた私は、審査第四部（現在の特許審査第三部）金属電気化学に異動となった。そこでは電池のほかにも、合金の審査も担当した。当時は技術分野ごとに産業別審査基準が策定されており、合金の産業別審査基準によれば、特許請求の範囲に合金の組成だけを記載したのでは不十分であり、用途を記載しなければならないとされ、他の技術分野と比較して厳しい記載要件が課されていた。平成5年に審査基準の大改訂が行われて、産業別審査基準が廃止・統合されたが、審査の現場において、審査基準を変えることの難しさを痛感した。

平成6年1月に再び審査基準室に併任となり、平成5年法改正に関連して、出願の分割や特許法第39条の審査基準の改訂を担当した。平成5年法で最後の拒絶理由通知に対する補正が制限的となったため、分割出願をする必要性が高まるが、改訂前の分割出願の審査基準では、原出願のクレームと分割出願のクレームが同一と判断されると、分割出願の出願日が現実の出願日となるとされていたため、分割出願時に原出願が公開されている場合には、原出願の公開公報により新規性なしと判断されて分割出願が拒絶されてしまう。これを防ぐために、原出願のクレームと分割出願のクレームが同一であっても、分割出願の出願日を遡及させた上で、特許法第39条第2項の規定により拒絶することとした。こうすることにより、原出願を取り下げれば、分割出願の拒絶理由は解消することになる。これについては、法律的手当をすべきであり、審査基準の改訂で運用を変更すべきではないとの批判もあったが、平成5年法改正の国会答弁で手当をすることとしたことであり、平成5年法と

いう枠組みの中で分割出願の審査基準を妥当なものに変更することは理にかなっているものと考えている。

その後、平成6年法改正の特許法第36条の運用の策定を担当した。我が国の36条は欧米と比較して厳しい要件を課していたため、平成6年法の改正によりかなり自由な記載ができるようにし、それに伴い、新規性欠如や進歩性欠如の拒絶理由を通知しやすくするような運用とした。

記載要件については、平成12年に発明の明確性を中心とした改訂、平成15年にサポート要件を中心とした改訂がなされたが、部分的な改訂を繰り返したこともあり、昨年の産構審の審査基準専門委員会で、明確性要件とサポート要件の整合性も考慮した見直しが必要と指摘されている。現在、見直しを行っており、担当部長としてその内容を検討しているが、改めて、それぞれの技術分野で行われている運用を一つにまとめることの難しさを感じている。

4. 審判から出向へ

平成8年10月に審判部に異動となり、有機化学の技術分野を担当した。有機化学の担当は初めてであったので、技術の勉強をしつつ、合議のやり方や審決の書き方を指導していただいた。審決取消訴訟も担当したが、原告の主張の一つ一つに的確に反論することの難しさを痛感した。部門長に準備書面を直していただき、当方の主張が見違えるように明確になったことを憶えている。平成8年に付与後異議が始まり、異議の多い部門であったので、期間管理の厳しい異議事件に追われていたが、双方の意見を比較検討して判断することは勉強になった。

平成10年10月に審査第四部医療に異動となり、平成6年法の記載要件の運用策定の際に議論した医薬関係の審査を担当することとなった。わずか半年ではあったが、化合物や医薬の審査の難しさを、身を以て体験する良い機会となった。

平成11年4月、財団法人知的財産研究所に出向し、初めて特許庁の外に出ることとなった。環境が大きく変化し、仕事の進め方に戸惑うことも多かったが、企業からの出向者や、大学の先生、判事、弁護士、弁理士など多くの方と交流でき、また知財全般に目を向けることができ、世界が広がったように感じた。

平成13年4月には、一橋大学国際企業戦略研究科で、社会人を対象に特許法や特許の実務について教える機会をいただいた。弁護士、弁理士、企業で著作権や商標権を使って仕事をしている方が学生として来られていて、教えていただくことのほうが多く、教員を名乗ることはおこが

ましかったが、企業活動の実態を知ることができ、大変勉強になった。授業は主に夕方に行っていたため、昼間は本を読んだり、書き物をしたり、自由に時間が使えて、思索をするための貴重な時間をいただいた。

5. 管理職となって

平成15年10月に特許庁に戻り、プラスチック工学の繊維・積層室長、平成17年4月に無機化学のセラミックス室長となり、新しい分野を担当させていただいた。4年半ぶりの審査部であり、初めての管理職であったため戸惑うことも多かったが、進歩性や記載要件の判断の仕方は身体に染みついているように思えた。審査室の施策の検討や協議を通じて多くの審査官と話をすることによって、その分野の技術、審査やサーチの仕方を知ることができた。

平成18年7月に審査基準室長となった。平成18年法に関連して、発明の単一性、シフト補正などの審査基準の改訂・策定があり、出願人の方々の強い要望により、発明の単一性の要件を問わない範囲を審査基準に規定したが、その規定を取り入れたために、とりわけシフト補正において、補正前と補正後のクレームを比較する際に、運用が複雑になった感は否めない。運用の実態を把握した上で、今後、再検討することも必要であるように思う。

審査基準室長時代に印象に残っているのは、平成19年11月の山中伸弥先生のヒトiPS細胞の樹立の発表がきっかけとなり、医療方法を特許で保護すべきだという議論が再燃し、我が国の現状や今後の方向性につき多くの方と議論をして回ったことである。知的財産推進計画2008に取り上げられたが、平成21年の医薬発明の審査基準改訂で、用法・用途が新しい医薬を保護の対象とすることにより、実質的に産業界の要望に応えることができ、ほっとしている。

その後、医療上席審査長、無機化学首席審査長と、ポストが変わったが、それぞれの部署で楽しく仕事をさせていただいた。医療は審査官(補)が70名を超える大きな審査室であり、マネジメントの難しさを感じたが、管理職、グループ長を始めとしてそれぞれの審査官(補)が自分の役割をきちんと果たしてくれたため、しっかりした組織体制ができたものと思う。首席審査長の時に人事評価の本格実施が始まり、どのように運用していくかの議論に力を注いだが、試行錯誤しつつも軌道に乗せることができたと思っている。首席審査長の仕事の一つである新人の採用は、悩ましいが楽しい仕事の一つであり、採用した新人がどのように育っていくかを、部長になった今も興味を持って見守っている。

6. おわりに

この原稿の作成中に東日本大震災が発生した。被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げる。

今後の日本の復興には大きな困難が伴い、また長い時間がかかるものと思うが、「産業の発達に寄与する」ことを目的としている特許行政に関わる者として、その任務を粛々と全うすることが、復興の一助になると信じている。

一人一人が自分の役割を果たすとともに、新たなことへの挑戦という気概を持って仕事をすることによって、それが積み重なり、組織全体として大きな力が発揮されるものと思う。日本の産業の発展のために、今特許庁は何をすべきかを、特許庁内外の叡智を集めながら、議論していきたいと考えている。

profile

浅見 節子 (あさみ せつこ)

昭和57年4月 特許庁入庁 (審査第五部電気機器)
 昭和60年4月 審査第五部審査官 (電気機器)
 昭和63年10月 審査第二部調整課審査基準室係員
 平成元年10月 審査第五部審査官 (制御発電)
 平成3年7月 審査第四部審査官 (金属電気化学)
 平成6年1月 審査第二部調整課審査基準室室長補佐
 平成7年7月 審査第二部調整課審査基準室国際基準班長
 平成8年10月 審判部審判官 (審判第三部門 (応用化学))
 平成10年10月 審査第四部審査官 (医療)
 平成11年4月 財団法人知的財産研究所参事・研究第二部長
 平成13年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
 平成15年10月 特許審査第三部プラスチック工学室長 (繊維・積層)
 平成17年4月 特許審査第三部無機化学室長 (セラミックス)
 平成18年7月 特許審査第一部調整課審査基準室長
 平成20年7月 特許審査第三部上席審査長 (医療)
 平成21年7月 特許審査第三部首席審査長 (無機化学)
 平成23年1月 特許審査第三部長